平成２５年（フ）第９４３７号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１－１－１－401、住民票上の住所千葉県船橋市二和東５丁目61－２－301
破産者　渡辺　　恵
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６８号
東京都豊島区駒込２丁目12―10―205
破産者　矢久保　智
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８４号
東京都多摩市馬引沢２丁目３―11　グリーンボックスＶ永山１－Ｂ
破産者　小塚　未樹
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４９８号
東京都中央区築地７丁目７－８―509
破産者　高山　佳子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１５号
福岡市南区井尻３丁目11番18号
破産者　株式会社クオリティライフ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１６号
福岡市南区井尻３丁目11番18号
破産者　株式会社クオリティクラブ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１号
福岡県糟屋郡粕屋町戸原358番地１号
破産者　株式会社サン空調システム
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７号
福岡市東区美和台５丁目18番６号
破産者　株式会社ミクロテック
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５１号
福岡市中央区那の川２丁目11番10号
破産者　株式会社Ｋ’ｓスタイル
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１７６号
札幌市中央区南２条西２丁目９番地
破産者　株式会社札幌管理
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
仙台市太白区柳生４丁目18番地の14
破産者　株式会社北東運輸
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５９号
さいたま市大宮区下町１丁目79番地１―1205号
破産者　株式会社アゲハエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
埼玉県秩父市大滝1870番地２
破産者　株式会社三共工務店
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第４５４９号
東京都練馬区南田中１丁目６－８
破産者　加藤　雅久
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８０号
神奈川県横浜市青葉区青葉台１丁目18―３―107
破産者　印南　幸一
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９０号
神奈川県横浜市青葉区荏田町225番地１
破産者　株式会社三緒
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２０号
東京都北区赤羽北３丁目２番20号
破産者　東洋レジン株式会社
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８１６号
東京都東村山市久米川町２丁目50―17―102
破産者　大山麻衣子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８６号
東京都台東区台東４丁目29番15号
破産者　シーエムソリューション株式会社
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８７号
千葉県市川市中国分５丁目１―15
破産者　佐藤　敏昭
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５０号
東京都千代田区神田小川町２丁目２番７号
破産者　有限会社栄祐
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５１号
東京都荒川区南千住４丁目９－７―3002
破産者　呉　　中秀
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５５６号
千葉県成田市久住中央４丁目19―24　シャルマンＡ102
破産者　高山　　浩
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部